

中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代・事業承継に資する 支援策の抜本拡充を求める決議

平成29年11月14日

自由民主党 政務調査会

中小企業・小規模事業者政策調査会

経済産業部会

今後10年で中小企業・小規模事業者の経営者の6割が70歳を越え、うち半数の後継者が決まっていないという状況は、日本経済、地域経済にとって未曾有の危機。企業全体の99%以上を占める中小企業・小規模事業者の事業が円滑に承継され、経営者の若返りを通じた積極的な投資、経営改善が行われてこそ、「生産性革命」が実現され、そうした事業承継がイノベーションと地域活性化の「ゆりかご」となっていく。

そのためには、経営者の気付き、事業承継したくなる環境の整備、事業の再編・統合しやすい環境の整備といった柱が重要。そうした視点からも、この10年に集中して、事業承継の準備段階から承継後まで、切れ目のない支援を抜本的に拡充し、中小企業・小規模事業者の事業承継を強力に後押しし、承継された事業がガバナンスの向上の下でしっかりと継続され、社会貢献していくよう促していく。

1. 事業承継の準備段階の支援

中小企業・小規模事業者の経営者の多くは、事業承継の問題を認識しながらも、どのようなアクションを取ればよいか分からない、誰に相談したらよいか分からないといった状況にある。以下のとおり、プッシュ型支援で経営者に気付きを与える取組や、第三者承継のマッチング支援等を強力に推進する必要がある。

1. 事業承継診断等のプッシュ型支援を実施する地域毎の体制（事業承継ネットワーク等）を強化するとともに、特に地域経済やサプライチェーンにとって不可欠な事業者については、支援を高度化していくことにより、承継に向けた具体的なアクションにつなげていくべき。
2. 第三者承継のマッチングを行う事業引継ぎ支援センターの体制を抜本的に強化するべき。
3. 事業が承継される魅力的なものになるよう、事業の磨き上げやガバナンスの改善といった、承継準備に対する支援を強化するべき。

2. 税制支援による承継時の負担軽減

(1) 事業承継税制

事業承継税制は、中小企業経営者の承継を後押しする強力な税制である一方、その利用実績は年 500 件に満たず、危機を乗り越えるには不十分な制度と言わざるを得ない。以下の要件や株式評価のあり方等について、10 年間の集中取組が必要との観点から抜本的に見直すことで強力なインセンティブを与え、承継に躊躇している事業者も含め、承継を一気に進める必要がある。

1. 自主廃業や要件未達の際に遡って課税される納税猶予制度
2. 5 年間、平均 8 割の雇用維持を求める雇用要件
3. 発行済み株式数の上限 (2/3) 等といった対象制限
4. 1 人の現経営者から 1 人の後継者への相続・贈与のみを対象とする対象者要件

(2) M&A を通じた第三者承継を支援する税制措置

後継者が親族内に不在の場合、また第三者の方が会社の将来を任せられると判断される場合には、M&A を通じた第三者への承継が選択されることが多い。近年増加傾向にある第三者承継を強力に後押しするため、M&A を実施する際の税負担等を軽減すべき。

3. 承継後のチャレンジの支援

事業承継を通じた生産性の向上、経済活性化を実現するためには、後継者が承継した後、単に先代の事業を継続するだけでなく、独自の工夫による経営改善や新事業展開に取り組むことが重要である。他方、承継直後は信用力の低下によって資金調達が困難になる場合も多いため、以下のとおり、強力な資金支援が必要である。特に小規模事業者は資金支援のニーズが大きいため、重点的な支援が必要である。

1. 小規模事業者を含め、承継を契機とした経営革新や事業転換に取り組む中小企業者の設備投資等に必要な資金を支援すべき。
2. 小規模事業者を含め、後継者による IT ツールの導入や販路拡大、生産性向上に向けた取組に必要な資金を支援すべき。

(以上)